

# 情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

## 1. 情報化の推進

- (1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備の維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。

また、地域情報通信基盤整備事業により整備した設備について、IRU契約を締結する通信事業者に対して一括譲渡することを可能とする措置を講じること。

- (2) 地域間の情報格差の是正、今後のクラウドコンピューティングへの移行、大規模災害時のデータバックアップ等に資する観点から、通信事業者への働きかけを含めた光ブロードバンド環境の整備を推進すること。

また、高速モバイル通信等の新たな技術による格差是正施策を創設するとともに、中山間地域等の条件不利地域における情報通信基盤整備に対する財政措置を拡充すること。

- (3) 携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備に当たっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

## 2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

- (1) 地上デジタルテレビ放送を全ての市民が受信できるようにするため、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の整備・改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を継続すること。

また、地上デジタル放送移行に伴い改修された自主共聴施設の維持管理経費について、国が責任をもって財政支援措置を講じること。

特に、電波障害のある条件不利地域や新たな難視聴地域においては、CATVの活用や中継局及び共聴施設の整備・維持管理・改修など、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域解消への対策に万全の措置を講じること。

(2) CATV事業者に対し、地上デジタル放送のみの再送信サービスの提供等について、一層働きかけること。

また、CATV事業者や辺地共聴施設等により地上アナログ放送を視聴していた地域において、地上デジタル放送の区域外再送信の同意を速やかに行うよう、放送事業者に対してガイドラインの適正な運用を指導すること。

3. ICTを利活用した地域の安全・安心の確保や地域経済の活性化、医療・福祉・教育等の分野におけるサービス開発等、都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、必要な人材の育成とノウハウの提供、都市自治体への財政支援等、ICT施策推進に係る支援制度の充実を図るとともに、地域社会における効率的・効果的な利活用の研究・検討の場として、国、自治体、大学や企業等の垣根を越えたネットワークづくりを地域ごとに推進すること。

また、地域情報プラットフォームを活用した情報システムの導入や自治体クラウド導入のための通信回路冗長化整備に対する財政措置を講じること。

4. 市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。